

1 1 地方から規制改革を推進するための特区提案の早期実現

国が進める「規制改革」を京都が牽引し、国際文化観光都市・京都の強みを最大限に活用した成長戦略を推進するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 介護・福祉分野の枠を超えて、あらゆる人が近距離移動に利用できる手段として事業者が新たに開発する「新型電動車いす」を歩道と車道双方で走行可能とするパーソナルモビリティ特区提案の実現
～NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の研究開発支援を受けたプロジェクトを更に発展～
- (2) 外国人が働きながら日本料理を学ぶことを可能とする特例措置の受入対象に、一定水準の調理技能を有する外国人料理人を追加する特区提案の実現
- (3) 京都で学ぶ留学生が、京都市等が認定する企業に就労する場合の手続の簡素化に関する特区提案の実現

（内閣府，国家公安委員会，法務省，農林水産省，国土交通省）

(1) 「新型電動車いす」を歩道と車道双方で走行可能とするパーソナルモビリティ特区提案の実現

現状・課題

- ・市民の日常的な移動と観光客の移動が既存の公共交通に集中・錯綜しており、目的に応じた効率的な移動手段が求められる状況である。
- ・電動車いすは、近距離間を効率的に移動できる小型モビリティとしての活用が期待されるが、現行の道路交通法、道路運送車両法では、歩道での6km/h以下の走行に限られ、活用範囲が狭い。

要望

平成30年3月 国に提案

- ・「パーソナルモビリティ」(※)を歩道及び車道双方で走行可能とする。
- ・「パーソナルモビリティ」の車道での最高速度を15km/hとする。
- ・「パーソナルモビリティ」の保安基準は簡素な設定とし、コンパクトな車体設計を可能とする。

※電動車いす、車両の両方の性質を合わせ持つ小型特殊自動車又は原動機付自転車の一類型を法上に新設することが前提。



- あらゆる人の近距離移動の利便性向上！
- 外国人観光客などが持ちこむ電動車いすに対する法的整備の端緒に！

(2) 一定水準の調理技能を有する外国人料理人の受入れに関する特区提案の実現

現状・課題

- ・外国人が働きながら日本料理を学ぶことを可能とする特例措置を全国に先駆けて実施するも、日本料理の海外発信を強化するためには、更なる拡充が必要である。
- ・現行の特例措置では、海外の所属機関から業務の一環として派遣されることが要件であるため、一定の技能と高い意欲をもつ外国人（農水省の研修事業修了者等）を派遣元なしに受け入れることができない。

要望

平成29年10月 国に提案

- ・農水省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定*」を受けている外国人を受入対象に追加する。
- ・1事業所当たり2名以内とされている受入人数の上限を3名以内に拡大する。

※日本料理学校等の卒業生又は実務経験が概ね1年程度の者



- 日本料理や日本の食文化の海外への普及が一層促進！
- 訪日外国人旅行者数の増加！

(3) 京都で学ぶ留学生が中小企業に就職する場合の手続の簡素化に関する特区提案の実現

現状・課題

- ・留学生が就職する際の在留資格変更手続きにおいて、非上場企業の中小企業等は提出書類が多く、長い審査時間が必要である。
- ・この手続きは、雇用する中小企業等の負担が大きいうえ、長期間に亘り留学生も不安定な立場となるため、中小企業等が高度な知識や技術を有する留学生を雇用する阻害要因となっている。

要望

平成28年7月 国に提案

以下の要件を満たす場合は、在留資格変更手続きにおける国への提出書類及び審査を上場企業等と同様に簡素化する。

- ・大学コンソーシアム京都に加入する大学等を卒業（学位取得）した留学生
- ・京都市等が審査・認定している中小企業（オスカー認定企業やAランク認定企業等）への就労



- 留学先としての京都の魅力が向上！
- 中小企業等のグローバル展開の加速！